

2020 年 期 実務補習所 考査問題

【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている実務補習所において実施した考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<法人税>

問 B株式会社（以下、「当社」という。）は、金属製品製造業を営む非同族会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の当期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）法人税の確定申告において、以下の〔資料1〕から〔資料7〕に基づき、設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、〔解答上の留意事項〕に従うものとする。

問1 以下の〔所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋）〕の（1）～（25）の金額を解答用紙の解答欄の「総額」欄及び「処分」欄にそれぞれ記入して答えなさい。

なお、金額がゼロのとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しないこと。また、「処分」欄のうち記入を要しない箇所についても、何も記入しないこと。

問2 当社がこの確定申告により納付すべき法人税額及び地方法人税額について、以下の〔確定納付税額の計算（別表一・抜粋）〕の（26）～（37）の金額を答えなさい。

なお「所得金額又は欠損金額」の金額は千円未満の端数を切り捨て、「差引所得に対する法人税額」の金額は百円未満の端数を切り捨てて計算すること。また、地方法人税額の計算の「基準法人税額」は千円未満の端数を切り捨て、「差引確定地方法人税額」は百円未満の端数を切り捨てて計算し、金額がゼロ又は該当がないときは解答欄に「なし」と記入すること。

〔解答上の留意事項〕

1. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部を変更したものである。
2. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ当社の当期に納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて所得を計算すること。
3. 以下の〔資料1〕から〔資料7〕に示されている金額は全て消費税及び地方消費税を含まない金額である。
4. 過去の全ての法人税の確定申告は、各期の課税所得及び税額が最も少なくなる方法で適法になされているものとする。
5. 当期の確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書の添付その他の手続きは、いずれも適法に行われているものとする。
6. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
7. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。

[所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋）]

（単位：円）

区分		金額
当期利益又は欠損金の額		(1)
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税（付帯税を除く。）	(2)
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	(3)
	損金経理をした納税充当金	(4)
	損金経理をした付帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞税（延納分を除く。）及び過怠税	(5)
	従業員賞与の損金不算入額	(6)
	製品H棚卸資産評価損否認	(7)
	部品K棚卸資産評価損否認	(8)
	投資有価証券評価損否認	(9)
	貸倒引当金の繰入超過額	(10)
	建物T減価償却の償却超過額	(11)
	機械装置P減価償却の償却超過額	(12)
	一括償却資産の損金算入限度超過額	(13)
	小計	(14)
	減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額
C社受取配当金等の益金不算入額		(16)
D社受取配当金等の益金不算入額		(17)
E社受取配当金等の益金不算入額		(18)
F社受取配当金等の益金不算入額		(19)
外国子会社G社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額		(20)
法人税等調整額		(21)
小計	(22)	
仮計		(23)
法人税から控除される所得税額		(24)
所得金額又は欠損金額		(25)

[確定納付税額の計算（別表一・抜粋）]

（単位：円）

法人税額の計算			
所得金額又は欠損金額（千円未満切り捨て）		(26)	
所得金額と800万円×12/12のうち少ない金額の15%相当額		(27)	
その他の所得金額の23.2%相当額		(28)	
法人税額計		(29)	
控除税額		(30)	
差引所得に対する法人税額（百円未満切り捨て）		(31)	
中間申告分の法人税額		(32)	
差引確定法人税額		(33)	
地方法人税額の計算			
基準法人税額 （千円未満切り捨て）	(34)	差引地方法人税額 税率10.3%	(35)
中間申告分の地方法人税額	(36)	差引確定地方法人税額 （百円未満切り捨て）	(37)

[資料1] 計算書類 (一部抜粋)

1. 損益計算書 (一部抜粋) (単位: 円)

税引前当期純利益		113,803,231
法人税、住民税及び事業税	38,671,460	
法人税等調整額	△3,285,765	
当期純利益		78,417,536

2. 株主資本等変動計算書 (単位: 円)

	資本金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	500,000,000	25,000,000	100,000,000	300,000,000
当期変動額				
剰余金の配当				△10,000,000
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		1,000,000		△1,000,000
当期純利益				78,417,536
当期変動額		1,000,000		67,417,536
期末残高	500,000,000	26,000,000	100,000,000	367,417,536

[資料2] 税金等の納付等の状況

当社の当期の税金等の納付状況については、以下の総勘定元帳で示すとおりである。

1. 租税公課 (販売費及び一般管理費) (単位: 円)

月日	摘要	借方	貸方	残高
～ 省略 ～				
10月1日	登録免許税	1,000,000		
10月20日	不納付加算税、延滞税 (源泉所得税分)	25,000		
～ 省略 ～				
11月30日	中間納付 (事業税: 付加価値割)	1,536,400		
11月30日	中間納付 (事業税: 資本割)	1,722,600		
～ 省略 ～				

2. 法人税、住民税及び事業税 (単位: 円)

月日	摘要	借方	貸方	残高
4月1日	前期繰越			0
11月30日	中間納付 (法人税)	14,183,000		14,183,000
11月30日	中間納付 (地方法人税)	1,460,000		16,684,400
11月30日	中間納付 (住民税)	1,041,400		16,684,400
11月30日	中間納付 (事業税: 所得割)	583,700		17,268,100
11月30日	中間納付 (特別法人事業税)	1,402,900		18,671,000
3月31日	当期確定法人税等	19,735,000		38,406,000
3月31日	利子配当に係る源泉所得税	265,460		38,671,460

※当社は毎期、利子配当に係る源泉所得税額を損金経理により処理する方法を採用している。

3. 未払法人税等 (単位: 円)

月日	摘要	借方	貸方	残高
4月1日	前期繰越			31,136,000
5月31日	確定納付 (法人税・地方法人税)	20,863,100		10,272,900
5月31日	確定納付 (住民税)	3,534,300		6,738,600
5月31日	確定納付 (事業税)	6,638,600		100,000
3月31日	当期確定法人税等		19,735,000	19,835,000
3月31日	当期確定事業税付加価値割、資本割		5,265,000	25,100,000

〔資料3〕 受取利子及び配当に係る事項

内 容	配当金等の金額	源泉所得税の金額	当社の保有割合
C株式会社配当金（非上場）	150,000 円	30,630 円	10%
D株式会社配当金（上場）	200,000 円	30,630 円	3%
E株式会社配当金（非上場）	500,000 円	102,100 円	100%
F株式会社配当金（非上場）	200,000 円	40,840 円	100%
G株式会社配当金（非上場）	120,000 円	－円	100%
銀行（内国法人）預金利子	300,000 円	45,945 円	－
上場公社債（内国法人発行）の利子	100,000 円	15,315 円	－
合計	1,570,000 円	265,460 円	

※留意事項は以下のとおりである。

- ①C社及びD社株式は前々期（平成31年3月期）の期中において取得したものである。
- ②E社株式は5年前から継続して保有しており、保有割合に変動はない。
- ③F社株式は令和2年10月1日に当社が発行済み株式の全部を取得して子会社化した。
F社の決算日は12月31日であり、配当計算期間は1月1日から12月31日である。
- ④G社は当社の米国にある子会社であり、10年前から継続して保有している。米国の当該配当に係る源泉課税については、日米租税条約の規定により免除されている。なお、G社は特定外国子会社等には該当しない。
- ⑤上場公社債は、令和2年7月1日に取得したものであり、利払日は毎年6月末と12月末である。
- ⑥所得税額控除の計算は原則的な方法で計算すること。

以下の表は、上記銘柄それぞれについて、控除を受ける所得税額、受取配当等の益金不算入を適用するに当たり、完全子法人株式等・関連法人株式等・その他株式等・非支配目的株式・外国子会社の区分の何れに該当するかをまとめた一覧表である。各自解答に当たり集計表として使用すること。

	控除を受ける所得税額	株式等の区分	受取配当等の益金不算入額
C社			
D社			
E社			
F社			
G社			
銀行預金利子		－	－
上場公社債利子		－	－
合計		－	－

〔資料4〕 給与に関する事項

令和3年3月15日の取締役会において、従業員に対して令和3年4月20日付で賞与を支給することを決定した。当該賞与の支給金額は、支給対象となる全従業員各々に対して3月30日に通知した。当該賞与の総額は25,000,000円であり、令和3年3月31日付で損金経理した。

〔資料5〕 棚卸資産に関する事項

製品Hに対して、競合他社が同形式の製品より著しく性能の高い製品を開発し、期中より販売している。今後、当該製品を通常の方法により販売することが困難となったため、期末製品Hの評価の切り下げを行い、製品評価損5,000,000円を損金経理した。

部品Kを販売見込みによる生産予定量よりも大量に調達してしまい、市場での期末の部材の仕入単価も下がってしまったため、期末部品Kの評価損2,000,000円を損金経理した。

〔資料6〕 ゴルフ会員権の評価に関する事項

当社が保有するSゴルフ会員権の運営会社が令和3年1月12日民事再生法の適用申請の申し立てを行った。Sゴルフ会員権の当社の帳簿価額は4,500,000円であり、預託金部分が2,000,000円、会員権部分が2,500,000円である。当期の決算において、預託金部分は50%の1,000,000円を貸倒引当金繰入額として損金経理し、会員権部分は備忘価額1円を残して有価証券評価損として損金経理した。

〔資料7〕固定資産の減価償却に関する事項

前期以前に取得した固定資産に係る減価償却超過額は生じていない。

減価償却の方法について、設立以来、所轄税務署に特段の届出は提出していない。

当期において取得した固定資産に係る情報は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び名称	取得年月日	法定耐用年数	取得価額	決算書における減価償却費計上額
建物T	令和2年10月1日	50年	100,000,000	1,000,000
機械装置P	令和3年1月1日	10年	3,000,000	300,000
消耗品	令和2年7月1日	—	1,900,000	—

種類及び名称	留意事項
建物T	登録免許税1,000,000円を租税公課として損金経理している。 建物Tの売買に係る仲介手数料3,000,000円を支払手数料として損金経理している。
機械装置P	法定耐用年数から5年を経過した中古の機械装置である。そのため、耐用年数5年で減価償却計算を行い、減価償却費を損金経理している。 なお、税務上の使用可能期間の見積もりは困難であり、また機械装置Pを事業の用に供する為に要した資本的支出の金額は無い。
消耗品	1台95,000円のパソコンを20台購入し、消耗品費として損金経理している。このほかに、事業供用の為のセットアップ費用として別途200,000円を支払手数料として損金経理している。

※耐用年数に対応する償却率表は以下のとおりである。

耐用年数	定額法償却率	平成24年4月1日以後取得分の定率法		
		定率法償却率	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800
6年	0.167	0.333	0.334	0.09911
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552
50年	0.020	0.040	0.042	0.01440

問 以下の文章の内容が正しいければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

①	<p>【適格要件－対価】 合併において、被合併法人の株主に対して合併法人の新株式に合わせて剰余金の配当等見合いの金銭を交付する場合、金銭が新株式の時価の5%を超える場合には非適格合併として取り扱われることとなる。</p>
②	<p>【適格要件－スクイーズアウト】 合併法人が被合併法人の発行済株式の過半数を保有している場合、合併の対価として被合併法人の他の株主に対して金銭等を交付したとしても、金銭等の交付を原因として非適格合併として取り扱われることはない。</p>
③	<p>【適格要件－完全支配関係】 株主Aは、甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社（分割法人）が単独新設分割型分割を行い、株主Aは分割対価として乙社（分割承継法人）の発行済株式の全部を取得した。 株主Aは、分割後乙社の株式の全部を譲渡する見込みであるが、甲社の株式については全部を継続保有する見込みである。この場合、分割前から保有している分割法人との完全支配関係が継続する見込みであることから、適格分割として取り扱われる。</p>

④	<p>【適格要件－現物分配】 A社（外国法人）は、B社（外国法人）及び甲社の発行済株式の全部を保有している。また、乙社の株主はB社（保有割合 30%）と甲社（保有割合 70%）の2社である。乙社は剰余金の分配として、保有している不動産を現物分配し、B社と甲社は当該不動産を取得した。 この現物分配は完全支配関係内で行われているが、被現物分配法人の内の1社が外国法人であるため、適格現物分配として取り扱われることはない。</p>
⑤	<p>【適格要件－支配関係】 甲社は乙社を吸収合併する。乙社は合併前において、A種株式（普通株式）100株とB種株式（無議決権株式）100を発行しており、甲社はA種株式を80%保有している。 この合併は、支配関係内合併であり、合併後において乙社の主要な事業の継続見込及び従業員の概ね80%以上の継続従事見込の2つの要件を充足すれば、適格合併として取り扱われる。</p>
⑥	<p>【適格要件－共同事業要件】 甲社が乙社を吸収合併する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、共同事業要件により適格合併か否かを判断することとなる。適格要件の中にはいわゆる事業同等規模要件（2社の事業規模が概ね5倍以内）と特定役員要件（2社の合併前の特定役員が合併後に特定役員に就任見込）がある。 特定役員要件を充足した場合には、事業同等規模要件は緩和され、概ね5倍以内ではなく、概ね20倍以内で判定することとなる。</p>
⑦	<p>【適格要件－事業独立再編】 甲社には株主A・B・C（A～Cは独立した第三者）があり、持株割合は50%・30%・20%である。甲社は新設分割型分割を行って乙社に事業を承継し、乙社（分割承継法人）の株主はA（50%）・B（30%）・C（20%）となった。 この場合、乙社がいわゆる特定役員引継要件・従業員引継要件・事業継続要件・主要財産移転要件を満たすのであれば適格分割として取り扱われる。</p>

問 甲社は乙社を吸収合併した。甲社と乙社に資本関係・持株関係はなく、乙社の合併直前の税務上の貸借対照表（合併による資産及び負債の譲渡損益に係る課税計算前）とその他の前提条件は以下のとおりである。

乙社税務貸借対照表

資産 60,000 （時価 70,000）	負債 20,000 資本金等 10,000 利益積立金 30,000
-----------------------------	---

- 甲社は合併の対価として自己の新株のみを交付し、交付された甲社の新株の時価は80,000であった。
- 乙社株主が保有する乙社株式の簿価は7,000であった。
- 法人税等（事業税等は除く）の税率は30%とし、源泉所得税等の法人税等以外の税金の処理は無視する。

- ◆ 当該合併が「適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～②に当てはまる金額を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「－」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

資産		負債	
()		合併による未払税金	
		資本金等	①
		利益積立金	

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	②	乙社株式	
		みなし配当	
		株式譲渡益	

- ◆ 前提条件の一つ目を、「甲社は合併の対価として自己の新株と金銭を交付し、交付された甲社の新株の時価は80,000、交付金銭は9,000であった。」と読み替えなさい。
 その上で、当該合併が「非適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄③～⑩に当てはまる金額又は科目を解答しなさい。なお、科目又は金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「－」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

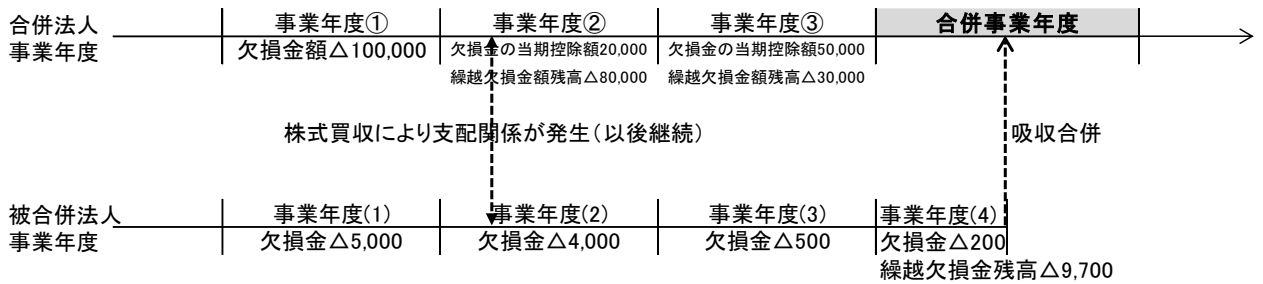
資産		負債	
(③)	④	合併による未払税金	⑤
		現金	
		資本金等	⑥
		利益積立金	⑦

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	⑧	乙社株式	
現金		みなし配当	⑨
		株式譲渡益	⑩

問 以下の設問に答えなさい。

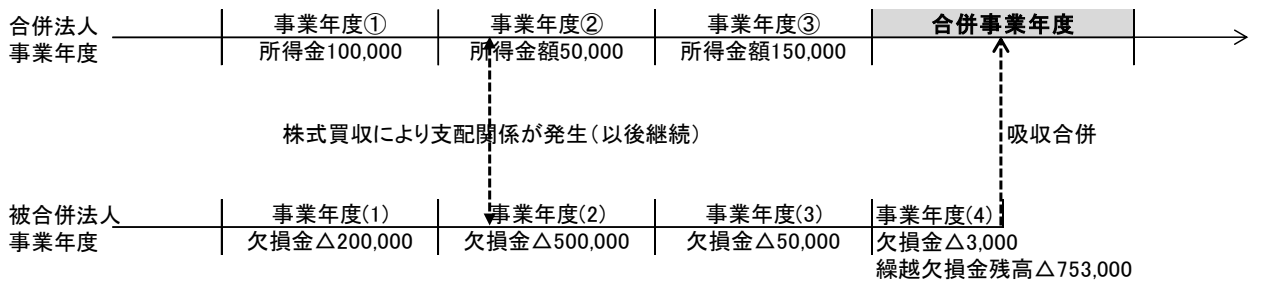
1. 以下の場合、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は80,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

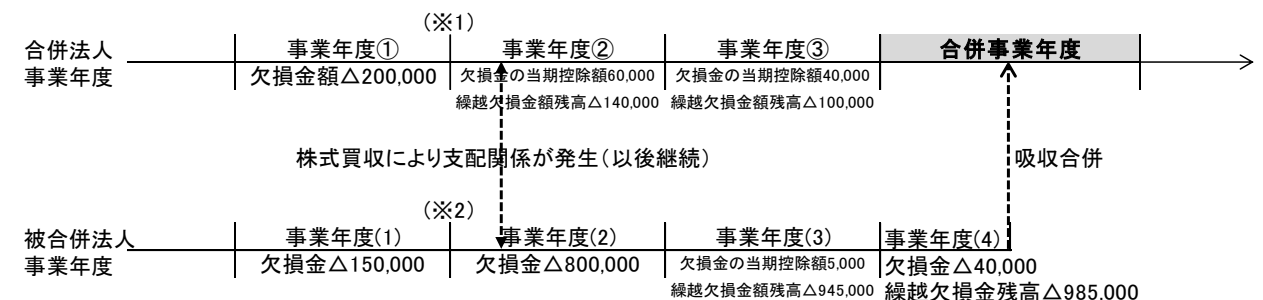
2. 以下の場合、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△400,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額250,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

3. 以下の場合、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△800,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は1,000,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は60,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の簿価純資産超過額(会社全体の含み損)は100,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

問 連結納税に関する以下の(1)～(7)の記述について、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 連結納税を適用する場合は原則として完全支配関係のあるすべての内国法人が対象となるが、この場合の完全支配関係には外国法人が介在する場合を含む。
- (2) 一定の資産を100%グループ内で譲渡した場合の譲渡損益の繰延べは、連結納税を採用している場合に限り適用される。
- (3) 連結親法人が連結子法人の株式を外部に譲渡する場合、当該連結子法人の連結納税開始(加入)時から離脱時までの利益積立金増減額を当該連結子法人の株式簿価に加減算した上で株式譲渡損益を計算する。
- (4) 連結親法人が買収により他の内国法人に発行済株式のすべてを保有されることになった場合、連結納税は強制的に終了する。
- (5) 連結納税に加入する場合は保有資産を時価評価することとされており、株式交換により100%子会社となる場合も例外はない。
- (6) 連結納税を開始する場合において連結親法人の繰越欠損金が切捨てになることはない。
- (7) 連結納税制度は令和4年4月1日以後開始事業年度からグループ通算制度に移行することになっている。

問 連結所得計算に関する以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

連結法人間で利益剰余金を原資とする配当を行った場合、当該法人間にその配当の計算期間を通じて(①)が継続している場合に限り、配当の全額が益金不算入となる。この場合における配当の計算期間とは、原則として前回の配当の(②)の翌日から今回の配当の(③)までの期間をいう。

連結納税の場合、寄附金の損金算入限度額はグループ全体で計算する。この場合において、一般寄附金の損金算入限度額の計算上、資本基準額は(③)の連結個別資本金等の額を用いる。

問3 以下の資料を読み、当連結事業年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)における空欄①～⑩に当てはまる金額を答えなさい。

- ※1 解答すべき金額がマイナスの場合には、解答数値の冒頭に「△」を記入すること。
- ※2 解答すべき金額がゼロの場合には、解答欄に「-」を記入すること。
- ※3 計算結果に千円未満の端数が生じる場合には、小数点以下第1位未満を四捨五入し、小数点以下第1位まで解答すること。

[資料]

1. P社、A社及びB社は、P社を連結親法人として当年度より連結納税制度を適用している。
2. P社は中小連結親法人には該当しない。

3. 前事業年度終了時における各社の控除未済欠損金額は以下のとおりである（単位：千円）。

なお、A社及びB社において発生している欠損金はすべて特定連結欠損金に該当するものとする。

発生事業年度	P社	A社	B社	合計
平成30年3月期	3,500	1,200	-	4,700
平成31年3月期	1,300	3,000	700	5,000
令和2年3月期	1,500	400	-	1,900
合計	6,300	4,600	700	11,600

4. 当連結事業年度における連結欠損金控除前個別所得金額は以下のとおりである（単位：千円）。

P社	A社	B社	合計
8,500	4,000	△ 500	12,000

5. 当連結事業年度における連結欠損金に係る控除限度割合は、以下から適切なものを選択して適用しなさい。

[100% / 55% / 50%]

6. 当連結事業年度の法人税率は、以下から適切なものを選択して適用しなさい。

[15.0% / 23.2% / 23.4% / 23.9% / 30.0%]

7. 地方法人税及びその他の地方税は考慮しなくてよい。

- 連結欠損金の控除限度額：連結所得の金額の %相当額

- 各社の個別所得金額（連結欠損金控除後）

➤ P社： 千円

➤ A社： 千円

➤ B社： 千円

- P社における連結法人税個別帰属額の精算仕訳及び未払法人税等計上仕訳（法人税のみ）

借 方		貸 方	
科 目	金額（千円）	科 目	金額（千円）
未収入金	⑤	未払金	⑥
法人税等	⑦	未払法人税等	⑧

- 仮に、A社及びB社において特定連結欠損金が存在しない（＝連結納税開始時に全額が切り捨てられる）場合における各社の個別所得金額（連結欠損金控除後）

➤ P社： 千円

➤ A社： 千円

<所得税>

問 所得税における以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：所得税は、納税者の申告に基づき、所轄の税務署長が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
- イ：非永住者以外の居住者は、国内および国外から得たすべての所得について納税義務を負い、非居住者は一定の国内源泉所得についてのみ納税義務を負う。
- ウ：所得税では、課税対象となる所得を 14 種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
- エ：個人事業主の所得税の計算期間は、納税地の所轄税務署長へ事業開始後に届出を行うことにより、任意に定めることができる。

問 次のうち、所得税における非課税所得に該当するものを全て選びなさい。

- ア：給与所得者の通勤手当で月額 15 万円以下の部分
- イ：勤務する法人から雇用関係に基づき個人が受領した金品
- ウ：新型コロナウイルス感染症の影響から事業所得者が申請し受領した持続化給付金
- エ：新型コロナウイルス感染症対策として支給された 10 万円の特別定額給付金
- オ：年金受給者が受け取る老齢基礎年金
- カ：雇用保険による失業給付金

問 不動産所得にかかる以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：事業的規模で不動産の貸付けを行っている場合、当該不動産の貸料収入に係る所得は、事業所得に該当する。
- イ：事業的規模で不動産の貸付けを行っている場合、青色事業専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、所定の届出を経てその年分の必要経費に算入できる。
- ウ：不動産の貸付けを行っているものの、それが事業的規模でない場合でも、いわゆる白色申告において専従者 1 人につき最高 50 万円（配偶者である専従者については最高 86 万円）を必要経費に算入できる。
- エ：不動産の貸付けを行っているものの、それが事業的規模でない場合でも、一定の要件を満たす場合には、青色申告特別控除は最高 65 万円の控除が受けられる。

問 事業所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：減価償却資産の償却方法は、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出していない場合、原則として定率法により計算する。
- イ：「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出した場合、青色事業専従者に実際に給与を支給したかどうかにかかわらず、その届出額を必要経費に算入することができる。
- ウ：個人事業主が事業所得に係る個人事業税を納付した場合、その全額を必要経費に算入することができる。
- エ：個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険料を支払った場合、その全額を必要経費に算入することができる。

問 居住者甲の所得金額が以下のとおりである場合、所得税における総所得金額を求めなさい。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

	金額	備考
不動産所得	450 万円	
事業所得	▲120 万円	総合課税に係るものである
雑所得	▲24 万円	
一時所得	56 万円	

問 所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」）に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：住宅用家屋とともにその敷地である土地を取得した場合には、その土地の取得に係る借入金額は、住宅ローン控除の対象となる借入金額に含めることができない。
- イ：住宅ローン控除の対象となる借入金は、契約による償還残期間が 20 年以上のものでなければならない。
- ウ：納税者が給与所得者である場合、所定の書類を勤務先に提出することにより、住宅を取得し居住の用に供した年分から、年末調整により住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- エ：新居を購入して居住の用に供した年に、これまで住んでいた自宅を譲渡し「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除」の適用を受けた場合、新居について住宅ローン控除の適用を受けることができない。

問 所得税における青色申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものを一つ選びなさい。

- ア：事業所得を有する青色申告者は、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、それに基づき作成された貸借対照表を損益計算書と共に期限内確定申告書に添付したうえで、電子情報処理組織を使用して提出することで、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。
- イ：青色申告承認申請を行った場合、原則として、その年の 12 月 31 日までに承認又は却下の通知がない場合には、承認があったものとみなされる。
- ウ：青色申告者が青色申告の対象となる事業を廃業したとしても、その年分の所得税まで青色申告の各種特典の適用を受けることができる。
- エ：年の途中で死亡した青色申告者の準確定申告は、翌年 3 月 15 日までに申告すれば、55 万円又は 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。

問 居住者乙は本年中に下記の医療費を支出した。乙の本年分の「医療費控除額」を計算しなさい。乙の本年分の課税標準の合計は6,500,000円である。

受診者	同一生計の有無	内容	本人の支払額	備考
乙本人	有	健康促進のためのサプリ等	24,000円	
乙本人	有	PCR検査費用	10,500円	*1
乙の妻	有	美容整形費用	320,000円	
乙の長男	有	人間ドック費用	82,000円	*2
乙の長男	有	内科治療費	128,000円	
乙の長女	無	歯科治療代	44,000円	*3
乙の孫	無	入院治療代	90,000円	
乙の母	有	通院治療費及び入院治療代	630,000円	*4
乙の母	有	通院交通費	20,000円	*5

- *1 出張前に自己の判断で任意に受診したもの。結果は陰性であった。
- *2 検査の結果胃にポリープが発見され、追加の治療を行っている。
- *3 審美を目的とした矯正治療である。
- *4 自己都合による差額ベッド代60,000円を含んでいる。
- *5 公共交通機関を利用している。

(参考資料) 医療費控除額

$$\text{支出医療費の額} - \text{補填保険金額} - \left(\begin{array}{l} \text{課税標準の合計額} \times 5\% \\ \text{or} \\ 10 \text{万円} \end{array} \right) \text{ 括弧内のいずれか少ない方}$$

問 居住者丙(年齢52歳、事業所得者(青色申告者))と令和2年12月31日現在、同一生計でしかも同居している者は以下のとおりである(同一生計で同居していない者はいない)。甲の令和2年分の基礎控除を含めた所得控除金額を計算しなさい。なお、丙の合計所得金額は8,200,000円である。

丙との続柄	年齢	所得の状況等
丙の妻	51歳	合計所得金額が1,170,000円ある。
丙の長男	25歳	合計所得金額が3,300,000円ある。
丙の長女	22歳	大学生であり、アルバイトによる合計所得金額が416,000円ある。
丙の次女	20歳	丙の事業に従事しており、丙より青色事業専従者給与として本年分として960,000円を受領している。
丙の父	没84歳	丙の父は本年8月に死亡している。死亡時において84歳であり、死亡時まで丙と同一生計かつ同居をしていた。また、死亡するまでの間、常に床に就き、複雑な介護を要していた。本年、丙の父の所得は発生しない。

(参考資料)

【配偶者控除】

配偶者の所得金額の合計額(48万円以下)	納税者の所得金額の合計額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
老人控除対象配偶者(年齢70歳以上)	480,000円	320,000円	160,000円

【配偶者特別控除】

配偶者の合計所得金額	特別控除額		
	合計所得 900 万円以下	合計所得 900 万円超 950 万円以下	合計所得 950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超 95 万円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
95 万円超 100 万円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
100 万円超 105 万円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
105 万円超 110 万円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
110 万円超 115 万円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
115 万円超 120 万円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
120 万円超 125 万円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
125 万円超 130 万円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
130 万円超 133 万円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

【扶養控除】

控除対象扶養親族の区分		控除額
一般扶養親族（16 歳～19 歳未満、23 歳～69 歳）		380,000 円
特定扶養親族（19 歳 以上 23 歳未満）		630,000 円
老人扶養親族（70 歳以上）	一 般	480,000 円
	同居老親族等	580,000 円

【障害者控除】

障害者控除	区分	控除額
	一般障害者	270,000 円
	特別障害者	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円

問 譲渡所得について以下の問いに答えなさい。

- (1) 次の取引のうち譲渡所得の対象とならない取引を一つ選びなさい。
 - ア：機械装置の法人に対する現物出資
 - イ：株式の法人に対する寄附
 - ウ：ゴルフ会員権の個人に対する贈与
 - エ：土地賃借権設定に当たり土地の時価の一定割合を超える権利金の受領
- (2) 次の取引のうち所得税が課税されない取引に該当しないものを一つ選びなさい。
 - ア：生活に通常必要な動産の譲渡
 - イ：土地を相続税の納付のために物納した場合の譲渡
 - ウ：国に対する財産の寄附
 - エ：一般社団法人に対する財産の寄附
- (3) 資産の取得の日について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
 - ア：自ら建設をした資産は、その建設等の完了した日が資産の取得の日となる。
 - イ：相続により取得した資産は、相続発生日が資産の取得の日となる。
 - ウ：交換の特例の適用を受けて取得した資産は、旧譲渡資産の取得日が資産の取得の日となる。
 - エ：売買により取得した資産は、資産の引渡しを受けた日が資産の取得の日となる。

- (4) 取得費について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：土地建物の取得費には取得時の仲介手数料が含まれる。
 - イ：贈与により取得した資産を譲渡する場合は、贈与者の取得費に基づき計算する。
 - ウ：建物の取得費は、購入代金などの合計額から減価償却相当額を差し引いて計算する。
 - エ：株式の取得費が分からない場合は、譲渡価額の 10% を取得費の額とすることができる。
- (5) 譲渡所得の税率について述べた次の文章のうち正しいものを一つ選びなさい。
- ア：マイホームを売った時の軽減税率の特例を受けた場合、譲渡所得が 6,000 万円以下の部分の所得税率は 10% である。
 - イ：土地建物の所有期間が 5 年超である場合の所得税率は 20% である。
 - ウ：優良住宅地の造成のために土地を売却した場合の特例を受けた場合、譲渡所得が 2,000 万円以下の部分の所得税率は 5% である。
 - エ：上場株式を譲渡した場合の所得税率は 10% である。
- (6) 土地建物等の譲渡所得の特例について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を 500 万円以下で売った場合、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額は、全額非課税となる。
 - イ：特定のマイホームを売って、代わりにのマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができる。
 - ウ：被相続人の居住用財産（空き家）を売った場合において、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除できる。
 - エ：マイホームを売った時の 3,000 万円の特別控除の特例と軽減税率の特例は、重ねて適用できる。
- (7) 次の資産のうち、上場株式等に該当しないものを一つ選びなさい。
- ア：外国金融商品市場で売買されている株式
 - イ：国債
 - ウ：平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く）
 - エ：投資信託の受益権でその受益権の募集が私募により行われたもの
- (8) 特定口座について述べた次の文章のうち正しいものを一つ選びなさい。
- ア：特定口座を開設している場合は、常に確定申告が不要となる。
 - イ：特定口座と一般口座の損益は通算することができない。
 - ウ：特定口座内で受け入れた株式に係る配当については、必ず特定口座に受け入れなければならない。
 - エ：特定口座を開設している居住者は、1 年ごとに源泉徴収を行うかどうか選択し直すことが可能である。
- (9) 非課税口座について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：非課税口座内で受け入れた上場株式の配当は非課税対象となる。
 - イ：NISA の非課税投資総額は最大 600 万円である。
 - ウ：つみたて NISA における非課税対象資産には、上場株式が含まれる。
 - エ：未成年口座内の上場株式を売却した場合、払出制限が課されることがある。

- (10) 株式の譲渡について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：相続で取得した株式については、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後1年以内に譲渡した場合に限り、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算できる。
- イ：公益財団法人に対して株式を寄附した場合、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けたときは、その財産の贈与又は遺贈が無かったものとみなされ、所得税が課されない特例がある。
- ウ：一定の居住者が1億円以上の評価額の株式を所有している場合において、その者が国外転出をするときは、原則として株式の含み益に対し所得税が課税される。
- エ：保有する株式につき、その株式を発行した法人が株式交換を行った際に、株式交換完全親法人株式のみの交付を受けた場合は、所得税法上譲渡が無かったものとみなされる。

<相続税>

問 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句又は数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、子であり、第二順位は (①)、第三順位は兄弟姉妹である。なお、被相続人の (②) は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民 887、889、890)。
- (2) 法定相続人が (②) と子の場合の (②) の法定相続割合は (③)、法定相続人が (①) と (②) のみの場合の (②) の法定相続割合は3分の2、法定相続人が (②) と兄弟姉妹のみの場合の (②) の法定相続割合は4分の3となっている。
- (3) 養子の種類には普通養子と (④) があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。ただし、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次のとおり制限されている。
被相続人に実子がある場合・・・ (⑤) 人
被相続人に実子がない場合・・・2人
- (4) 遺産の分割方法には、(⑥)、代償分割、(⑦)、共有とする分割の4種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から (⑧) 以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺言の形式には普通方式と特別方式があり、普通方式には、自筆証書遺言、(⑨)、秘密証書遺言の3種類ある。
- (7) 個人が個人と法人に遺贈をした場合には、遺贈を受けた個人は相続税を、遺贈を受けた法人は (⑩) 税を負担する。

問 甲（70歳）には、長男の乙（40歳）、次男の丙（38歳）がいる。甲の配偶者はすでに死亡している。

公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下（1）～（4）の相談を受けた。

<現在（2021年3月31日）の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産
 - ・現預金 2億5,000万円
 - ・生命保険 6,000万円（被保険者甲、受取人乙）
 - ・自宅土地 1億円（相続税評価額と一致していると仮定する）
 - ・自宅建物 3,000万円
 - ・仏具 300万円
 - ・書画 500万円
2. 甲の債務
 - ・借入金 5,000万円
 - ・未払金 500万円

（1）「仮に私（甲）が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるのでしょうか？」（なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。）

解答用紙に計算過程を記入するとともに相続税の総額を答えなさい。

（2）「贈与税の制度には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があると聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」。

解答用紙に従って説明しなさい。

（3）「相続税が高額になりそうなので、今年（2021年）中に預金のうち3,000万円を長男の乙に贈与したいと考えているのですが、暦年課税制度と相続時精算課税制度に基づいて計算した場合に乙が納める贈与税はいくらになりますか？ なお、これまでに甲は乙に贈与をしたことはありません。」

解答用紙に計算過程を記入するとともに贈与税の金額を答えなさい。

（4）「私の場合には、まだ10年は生きると思うが、次男の丙に10年かけて毎年100万円ずつ合計1,000万円の現金を贈与していきたいと考えています。」

この考えに基づいた場合には、納める税額を低くするためにはどちらの贈与制度を利用すべきでしょうか。ただし、他の贈与が一切ないものと仮定する。

①相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

②贈与税の速算表

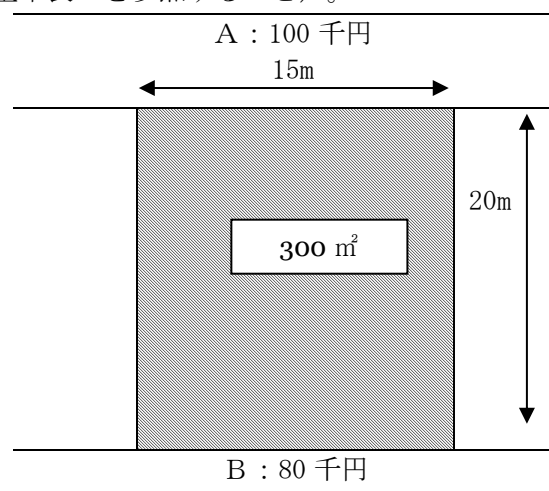
ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

イ. ア以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

問 以下の自用地（2路線に面する宅地）の路線価方式による評価額の算定に関して、以下（1）～（3）の問いに答えなさい（適宜＜土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表＞を参照すること）。



Aの地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：100千円）

Bの地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：80千円）

- (1) AとBのうち正面路線価はどちらか。
- (2) 正面路線の奥行価格補正率考慮後の路線価を答えなさい。
- (3) この自用地の評価額を答えなさい。

問 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 以下の「前提となる事実」をもとに上場株式の相続税評価額を求めなさい。

前提となる事実

- ・ 評価の対象となる上場株式(X社株式)は10,000株
- ・ 被相続人は令和2年3月31日に死亡
- ・ X社の1株当たりの株価の推移は下記のとおり

銘柄	令和2年3月31日の終値	令和2年3月の終値の月平均額	令和2年2月の終値の月平均額	令和2年1月の終値の月平均額	令和2年の終値の年平均額
X社	2,800円	3,100円	3,300円	3,000円	2,500円

- (2) 取引相場のない株式の評価方式について述べた以下の文章の空欄①～⑤にあてはまる語句又は数値を答えなさい。

取引相場のない株式の評価に当たり、まず検討しなければならないことは、

(①) の有無及び納税義務者が (①) に該当するかどうかについてである。

「(①)」とは、株主の1人及びその(②)の有する議決権割合が(③)%以上である場合のその株主及び(②)をいう。ただし、その会社に議決権割合(④)%超のグループがある場合には、そのグループに属する株主のみが(①)となる。

「(②)」とは、株主の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)その他特殊関係のある個人及び法人をいう。

評価の対象となる会社が一般の評価会社(株式保有特定会社や土地保有特定会社等の特定の評価会社に該当しない会社)である場合、株主が(①)であれば、原則的評価方式により評価し、(①)以外の株主であれば特例的評価方式により評価する。

原則的評価方式は、会社規模により(⑤)価額、1株当たりの純資産価額もしくは両社の折衷法により評価する方式であり、特例的評価方式は配当還元価額により評価する方式である。

<消費税>

問 次のような前提条件で、本則課税による令和3年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成しなさい。

(前提条件)

- (1) 業種は卸売業である。
- (2) 令和元年の課税売上高は、20,000,000円であった。
- (3) 会計処理は税込経理方式を採用している。
- (4) 損益の内容は次のとおり。

①商品売上高	20,001,000円
非課税取引	1,000円
軽減税率適用分	17,500,000円
標準税率適用分	2,500,000円
②課税仕入高	
軽減税率適用分	13,570,000円
標準税率適用分	1,930,000円

<地方税>

問 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の問いに答えなさい。

- (1) 法人住民税に関する以下説明文の空欄①～③に当てはまる語句を答えなさい。
 - ・ 法人住民税は、法人税割及び(①)割で構成される。
 - ・ 法人住民税の(①)割の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額、貸借対照表の資本金及び(②)の合計額及び(③)者の数で決定される。
 - ・ 2以上の道府県、市町村に事務所又は事業所を有する法人の法人住民税に関する申告納付は、課税標準である法人税額を課税標準の算定期間(事業年度)の末日現在における関係道府県、市町村ごとの事務所又は事業所の(③)者の数に按分して分割した額を課税標準として関係道府県、市町村ごとに法人税割額を算定して、これに(①)割額を加えて申告納付する。
- (2) 法人事業税及び固定資産税に関する以下の説明文の空欄④～⑦に当てはまる語句又は数字を答えなさい。
 - ・ 法人事業税の課税標準は、事業年度末日現在の貸借対照表の資本金の額が(④)億円以下の会社については(⑤)割のみである。ただし、収入を課税標準とする会社を除く。
 - ・ 法人事業税(付加価値割及び資本割)のうち納付されていない税額は、貸借対照表の流動負債の区分に(⑥)等として表示する。
 - ・ 固定資産税の課税客体は固定資産であり、固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称する。また、固定資産税の賦課期日は(⑦)である。

問 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A収益配分額、B雇用安定控除額及びC課税標準となる付加価値額はいくらになるか答えなさい（下記条件以外を考慮する必要はない）。

（条件）

報酬給与額	1,000	百万円
支払利子	700	百万円
受取利子	100	百万円
支払賃借料	100	百万円
受取賃貸料	500	百万円
単年度損益	△100	百万円

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning